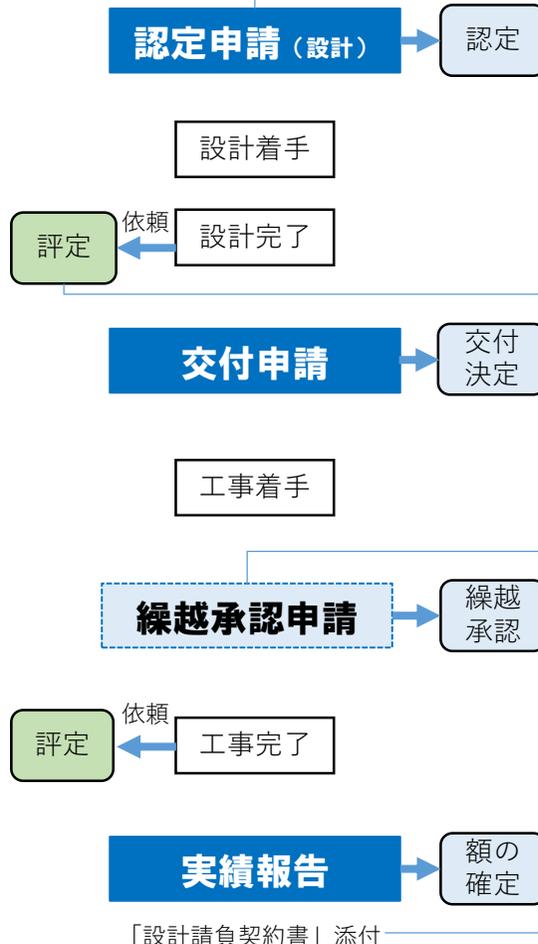
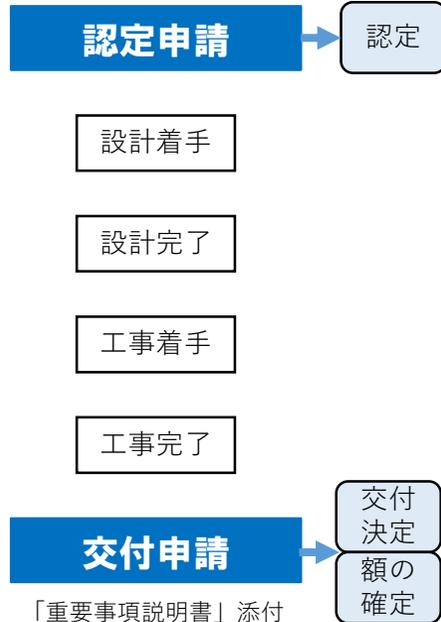


住宅耐震改修費等補助金（木造）の主な変更点

申請の流れ

～R 7

R 8～



■補助上限額と補助金の計算方法が変わります。

- ・補助上限額 120万円 ⇒ 125万円
- ・計算方法 工事費×0.8+20万円 ⇒ 工事費×0.8

■補助対象事業（設計）の認定申請が必要となります。

- ・耐震改修設計に着手する前に認定申請が必要です。
- ・認定は補助対象事業であることを認めるものであり、補助金額を確定したり、予算の確保を約束するものではありません。

■評価（技術審査）が必要となります。

- ・高知市がこれまで実施していた申請の技術審査は評価機関で行います。
- ・設計完了後及び工事完了後に評価機関による評価が必要になります。
- ・評価料（19,800円）は補助金に加算することができます。
（見積書・契約書・領収書には評価料の記載が必要）
- ・評価依頼と交付申請・実績報告は高知市に同時に提出できます。
（詳しくはマニュアル（木造用）をご覧ください）

■繰越手続が必要となる場合があります。

- ・実績報告の期日が交付申請した年度の**1月末日**までとなります。
- ・実績報告が**1月末日**までに行えない場合は繰越承認申請が必要になります。
- ・繰越承認を受けた場合は、実績報告の期日は翌年度の**9月末日**までになります。

■変更承認の要件が緩和されます。

- ・補助金の増額を伴わないものは、原則、変更の手続きは不要となります。
- ※施工後、設計時よりも上部構造評点の値が下がる場合は設計者から申請者にご説明をお願いします。

■様式及び添付書類が変わります。

- ・設計の添付書類は「重要事項説明書」から「設計請負契約書」に変わります。